

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩尻市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県塩尻市長

公表日

令和7年9月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により、住民、給与支払者、公的年金支払者、国税庁から提出された申告情報及び支払い情報(以下、「申告情報等」という。)をもとに、賦課期日(1月1日)現在市内に住所又は家屋敷を有する個人に対し賦課する。</p> <ul style="list-style-type: none">・申告情報等の受理及び課税権判定・申告情報等の名寄せ合算及び賦課計算・納税通知書及び特別徴収税額通知書の送付・個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定ならびにその通知・特別徴収に係る異動届出書の受理及び徴収方法の切替えならびにその変更通知・個人住民税の課税標準等についての他の官公署からの照会に対する回答・個人住民税の課税に関する他の官公署への照会・未申告者への申告勧奨・個人住民税の申告書の送付
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 個人住民税システム2. 申告支援システム3. eLTAX地方税ポータルシステム4. 統合宛名システム5. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、13、28、37、39の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	塩尻市総務部税務課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	塩尻市総務部税務課 〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号 電話 (0263)52-0280
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[<input type="checkbox"/> 適用した]

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書	<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
----------------------------------	---

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
------------------------	--------------------------------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
---------------------------	--------------------------------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------------	--------------------------------	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-----------------------------	--------------------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄に関して、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	<p>塩尻市情報セキュリティポリシーに則り、漏洩、滅失、毀損を防ぐための対策を講じている。また、 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する際は、パスワードによる保護等を行うルールを徹底している。 ・特定個人情報が記録された書類等を破棄する場合には、廃棄した記録を保存するなどの対策を講じて</p>		

变更箇所